硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	（略）	（略）	（略）	（略）
ガミスロマイシンを有効成分とする注射剤	牛（生後13月を超える雌の乳牛（食用に供するための搾乳がされなくなったものを除く。）を除く。）	1日量として体重1kg当たり6mg（力価）以下の量を皮下に注射すること。	食用に供するために殺する前49日間	
	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項及び第五十六条の二の二十第一項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び港湾法施行規則の一部を改正する省令

（港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第八章　（略）	第一章～第八章　（略）
第九章　移動式施設（第四十九条―第五十二条）	第九章　その他の港湾の施設（第四十九条―第五十三条）
第十章　その他の港湾の施設（第五十三条―第五十七条）	附則
附則	（防波堤の要求性能）
（防波堤の要求性能）	**第十四条**　（略）
第十四条　（略）	2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。
2　前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる防波堤の要求性能にあっては、それぞれ当該各号に定めるものとする。	一　（略）
一　（略）	（新設）
二　環境の保全を図る防波堤の要求性能　当該防波堤の本来の機能を損なわず港湾の環境を保全できるよう、国土交通大臣が定める要件を満たしていること。	二・三　（略）
三・四　（略）	
3　（略）	3　（略）

硫酸カナマイシンを有効成分とする気管内投与剤	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）